

判定基準	限度区分	負担割合	自己負担限度額（月額）			限度区分の併記申請 申請により自己負担限度区分を資格確認書に併記します。
			外来（個人単位）	外来+入院 （世帯単位）		
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が 690 万円以上のかたがいる場合	現役並み 所得者Ⅲ	3 割	252,600 円 + 1 % ※ 1 （4 回目以降は 140,100 円） ※ 2		➡	限度区分の併記不要です。 自己負担限度額を超えて請求されることはありません。また、1 か月 で複数の医療機関等を受診したことで、自己負担限度額を超えて 支払った場合は高額療養費として、後日払い戻します。
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が 380 万円以上のかたがいる場合	現役並み 所得者Ⅱ		167,400 円 + 1 % ※ 1 （4 回目以降は 93,000 円） ※ 2		➡	限度区分の併記申請が 必要 です。 本人確認書類を持って、介護・医療・年金室（市役所本館 1 階北
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が 145 万円以上のかたがいる場合	現役並み 所得者Ⅰ		80,100 円 + 1 % ※ 1 （4 回目以降は 44,400 円） ※ 2		➡	側窓口・072-724-6739）にて申請手続きを行ってください。郵送 による手続きも可能です。
下記 1、2 の両方に該当する場合	一般Ⅱ	2 割	18,000 円 （年間上限 144,000 円） ※ 3	57,600 円 （4 回目以降は 44,400 円） ※ 2	➡	限度区分の併記不要です。 自己負担限度額を超えて請求されることはありません。また、1 か月 で複数の医療機関等を受診したことで、自己負担限度額を超えて 支払った場合は高額療養費として、後日払い戻します。
1 同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満のかたがいる 2 同じ世帯の被保険者の 「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が、 ● 被保険者が 1 人の場合は 200 万円以上 ● 被保険者が 2 人以上の場合は合計 320 万円以上					➡	
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が 28 万円未満の場合、または上記 1 に該当するが 2 には該当しない場合	一般Ⅰ	1 割	8,000 円	26,400 円	➡	限度区分の併記申請が 必要 です。 本人確認書類を持って、介護・医療・年金室（市役所本館 1 階北 側窓口・072-724-6739）にて申請手続きを行ってください。郵送 による手続きも可能です。
同じ世帯の全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外 の場合	低所得Ⅱ				➡	
● 同じ世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全 員の個々の所得が 0 円となる場合（公的年金 等控除額は 80 万円として計算） ● 同じ世帯の全員が住民税非課税で、老齢福祉 年金を受給している場合	低所得Ⅰ				➡	

※ 1 「1 %」とは、医療費が(現役並み所得者Ⅲ)842,000 円、(現役並み所得者Ⅱ)558,000 円、(現役並み所得者Ⅰ)267,000 円を超えた場合の超過額の 1%にあたる額

※ 2 被保険者が高額療養費に該当した月から直近 1 年間に、世帯単位で 3 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回目以降の額（他の医療保険での支給回数は通算されません）。

※ 3 自己負担割合が 2 割のかたは、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 3 年間、急激な自己負担額の増加を抑えるため、外来医療の負担増加額の上限を 1 か月あたり 3,000 円までとする配慮措置があります。

◎マイナンバーカードを保険証として利用すれば、限度区分の併記申請は不要となりますので、ぜひご利用ください。